排他的経済水域等における天然資源の探査及び海洋の科学的調査に関する 主権的権利その他の権利の行使に関する法律案(概要)

1.趣旨

排他的経済水域等における日本国の権益を確保するとともに、外国人が行う海洋の科学的調査を適切に管理するため、排他的経済水域等における天然資源の探査及び海洋の科学的調査に関する国連海洋法条約に定める主権的権利の他の権利の行使について必要な措置を定める。

2 . 法律案の概要

(1)外国人の天然資源の探査の禁止

外国人が行う排他的経済水域等における天然資源の探査を禁止する。

(2)外国人の海洋の科学的調査

- 外国人が行う海洋の科学的調査を主務大臣による許可制とする。
- ・ その他許可の申請、停止命令・許可の取消し等の手続について、国内 手続を定める。
- ・ 外国及び国際機関が行う海洋の科学的調査について、国連海洋法条約 に則した特例を定める。

(3)罰則

外国人が行う天然資源の探査、無許可での海洋の科学的調査等に対し、 罰則を定める。

(4)その他

その他所要の規定の整備を行う。

(5)施行期日

公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日